

平成二十年政令第三百二十五号

電子記録債権法施行令

内閣は、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第六条（同法第四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項、第四十九条第二項、第五十条、第五十三条第一項、第五十八条第一項及び第九十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 電子記録債権の発生、譲渡等（第一条―第十一条）

第二章 電子債権記録機関（第十二条・第十三条）

第三章 雑則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 電子記録債権の発生、譲渡等（電子記録の請求に必要な情報）

第一条 電子記録の請求をする場合に電子債権記録機関に提供しなければならない電子記録債権法（以下「法」という。）第六条の情報の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 請求者が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によって電子記録の請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって電子記録の請求をするときは、請求者が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因
- 五 請求者が電子記録権利者、電子記録義務者又は電子記録名義人の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨
- 六 前号の場合において、電子記録名義人となる電子記録権利者の相続人その他の一般承継人が電子記録の請求をするときは、電子記録権利者の氏名又は名称及び一般承継の時ににおける住所
- 七 前三号の場合を除き、請求者が電子記録権利者又は電子記録義務者（電子記録権利者及び電子記録義務者がない場合にあっては、電子記録名義人）でないときは、電子記録権利者、電子記録義務者又は電子記録名義人の氏名又は名称及び住所

八 前各号に掲げるもののほか、別表の電子記録欄に掲げる電子記録の請求をするときは、同表の電子記録の請求に必要な情報欄に掲げる事項

（信託の電子記録の記録事項）

第二条 信託の電子記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 信託財産に属する旨
- 二 信託財産に属する電子記録債権等（法第四十八条第一項に規定する電子記録債権等をいう。以下この章において同じ。）を特定するために必要な事項
- 三 電子記録の年月日

（信託の電子記録の請求）

第三条 信託の電子記録は、受託者だけで請求することができる。

二 受託者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める電子記録の請求と同時に、信託の電子記録の請求をしなければならない。

- 一 電子記録債権（保証記録に係るもの及び特別求償権を除く。）の発生又は電子記録債権の譲渡により電子記録債権が信託財産に属することとなる場合
- 二 法第二十八条に規定する求償権の譲渡に伴う電子記録債権の移転により当該電子記録債権が信託財産に属することとなった場合
- 三 電子記録債権を目的とする質権（転賃の場合を含む。）の設定により当該質権が信託財産に属することとなる場合
- 四 質権設定記録（転賃の電子記録を含む。）
- 五 電子記録債権を目的とする質権（転賃の場合を含む。）の被担保債権の譲渡に伴う当該質権の移転により当該質権が信託財産に属することとなった場合
- 六 質権又は転賃の移転による変更記録
- 七 受益者又は委託者は、受託者に代わって信託の電子記録の請求をすることができる。

第四条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する電子記録債権等についてする

受託者の変更による変更記録は、法第二十九条第一項の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者だけで請求することができる。

二 受託者が二人以上ある場合において、その一部の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、信託財産に属する電子記録債権等についてする当該受託者の任務の終了による変更記録は、法第二十九条第一項の規定にかかわらず、他の受託者だけで請求することができる。

（信託財産に属しないこととなる場合等の電子記録）

第五条 信託の電子記録を削除する旨の変更記録

は、法第二十九条第一項の規定にかかわらず、受託者（信託財産に属する電子記録債権等が固有財産に属することにより当該電子記録債権等が信託財産に属しないこととなった場合にあっては、受託者及び受益者）だけで請求することができる。

二 信託管理人がある場合における前項の規定の適用については、同項中「受益者」とあるのは、「信託管理人」とする。

三 受託者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める電子記録の請求と同時に、信託の電子記録を削除する旨の変更記録の請求をしなければならない。

- 一 信託財産に属する電子記録債権の譲渡により当該電子記録債権が信託財産に属しないこととなる場合
- 二 法第二十八条に規定する求償権の譲渡に伴う信託財産に属する電子記録債権の移転により当該電子記録債権が信託財産に属しないこととなった場合
- 三 信託財産に属する電子記録債権に係る債務についての支払等（法第二十四条第一号に規定する支払等をいう。第五号において同じ。）により当該電子記録債権が信託財産に属しないこととなった場合において当該支払等についての支払等記録（法第六十三条第二項又は第六十五条の規定によるものを除く。）がされること
- 四 電子記録債権を目的とする質権（転賃の場合を含む。次号において同じ。）で信託財産に属するものの被担保債権の譲渡に伴う当該質権の移転により当該質権が信託財産に属しないこととなった場合

質権又は転賃の移転による変更記録

五 電子記録債権を目的とする質権で信託財産に属するものの被担保債権に係る債務について支払等により当該質権が信託財産に属しないこととなった場合において当該支払等についての支払等記録がされること

（強制執行等の電子記録の記録事項）

第六条 強制執行等の電子記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 強制執行等（強制執行、滞納処分その他の処分の制限をいう。以下この条及び次条において同じ。）の内容
- 二 強制執行等の原因
- 三 強制執行等に係る電子記録債権等を特定するために必要な事項
- 四 強制執行等をした債権者があるときは、債権者の氏名又は名称及び住所
- 五 電子記録の年月日

（強制執行等の電子記録の削除）

第七条 電子債権記録機関は、強制執行等の電子記録がされた後、差押債権者が第三債務者から支払を受けた場合、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた場合、滞納処分による差押えが解除された場合その他当該強制執行等の電子記録に係る強制執行等の手続が終了した場合において、その旨の書類の送達を受けたときは、遅滞なく、当該強制執行等の電子記録を削除する旨の変更記録をしなければならない。

（仮処分に係る電子記録の削除）

第八条 電子記録債権等についての電子記録の請求をする権利を保全するための処分禁止の仮処分に係る強制執行等の電子記録がされた後、当該仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を電子記録義務者とする当該電子記録の請求をする場合において、当該仮処分後にされた電子記録を削除する旨の変更記録は、当該債権者が単独で請求することができる。

（電子記録の訂正）

第九条 電子債権記録機関は、発生記録に法第六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項が記録されている場合において、その記録の内容に抵触する譲渡記録、保証記録、質権設定記録、分割記録又は記録機関変更記録がされているときは、電子記録の訂正をしなければならない。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限る。

項電子記録の請求に必要な情報	一 発生記録 イ 法第十六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項 ロ 法第十六条第二項第一号から第十号までに掲げる事項	二 譲渡記録 イ 当該譲渡記録がされることとなる債権記録の記録番号 ロ 法第十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項 ハ 法第十八条第二項第一号から第四号までに掲げる事項	三 支払等記録 イ 当該支払等記録がされることとなる債権記録の記録番号 ロ 法第二十四条第一号から第五号までに掲げる事項	四 変更記録 イ 当該変更記録がされることとなる債権記録の記録番号 ロ 法第二十七条第一号から第三号までに掲げる事項 ハ 被担保債権の一部について譲渡がされた場合における質権又は転賃の移転による変更記録の請求をするときは、当該譲渡の目的である被担保債権の額	五 保証記録 イ 当該保証記録がされることとなる債権記録の記録番号 ロ 法第三十二条第一項第一号から第三号までに掲げる事項 ハ 法第三十二条第二項第一号から第九号までに掲げる事項	六 質権設定記録 イ 当該質権設定記録がされることと定記録なる債権記録の記録番号 （次項ロ 法第三十七条第一項第一号から第九号までに掲げる事項を除く。） 七 根質権イ 当該根質権の質権設定記録がされることとなる債権記録の記録番号 ロ 法第三十七條第三項第一号から第四号までに掲げる事項 ハ 法第三十七條第四項第一号から第五号までに掲げる事項	八 質権のイ 当該質権記録がされることとなる順位の債権記録の記録番号
變更の口 法第三十九條第一項第一号から第九号までに掲げる事項	九 転賃のイ 当該転賃の電子記録がされることとなる債権記録の記録番号 （次ロ 転賃の目的である質権の質権番号子記録の法第四十条第二項において準用する法第三十七條第一項第一号から第三号までに掲げる事項） ニ 法第四十条第二項において準用する法第三十七條第二項第一号から第七号までに掲げる事項	十 根質権イ 当該転賃の電子記録がされることを設定とする債権記録の記録番号 する転口 転賃の目的である質権の質権番号の電ハ 法第四十条第二項において準用する法第三十七條第三項第一号から第四号までに掲げる事項 ニ 法第四十条第二項において準用する法第三十七條第四項第一号から第五号までに掲げる事項	十一 根質権イ 当該電子記録がされることとなる一の担保債権記録の記録番号 すべき口 法第四十二條第一項第一号から第三号までに掲げる事項	十二 確定の電子記録 イ 原債権記録の記録番号 ロ 電子記録債権の分割をする旨 ハ 法第四十四條第一項第三号に掲げる事項 ニ 法第四十五條第一項第二号から第四号までに掲げる事項 ホ 法第四十六條第一項第三号及び第四号に掲げる事項 ヘ 法第四十七條各号に掲げる場合にあっては、ハからホまでの規定にかかわらず、これらの規定の例に準じて主務省令で定める事項	十三 記録機イ 変更前債権記録の記録番号 ロ 電子債権記録機関の変更をする旨 ハ 法第四十七條の三四項第二号に掲げる事項	十四 記録機イ 変更前債権記録の記録番号 ロ 電子債権記録機関の変更をする旨 ハ 法第四十七條の三四項第二号に掲げる事項	十五 記録機イ 変更前債権記録の記録番号 ロ 電子債権記録機関の変更をする旨 ハ 法第四十七條の三四項第二号に掲げる事項

四十 信託の 電子記 録	四十 信託の 電子記 録
イ 当該信託の電子記録がされること となる債権記録の記録番号	イ 当該信託の電子記録がされること となる債権記録の記録番号
ロ 第二条第一号及び第二号に掲げる 事項	ロ 第二条第一号及び第二号に掲げる 事項
五十 強制執 行等の 電子記 録	五十 強制執 行等の 電子記 録
イ 当該強制執行等の電子記録がされ ることとなる債権記録の記録番号	イ 当該強制執行等の電子記録がされ ることとなる債権記録の記録番号
ロ 第六条第一号から第四号までに掲 げる事項	ロ 第六条第一号から第四号までに掲 げる事項